

令和5年9月7日
健康福祉部長寿社会課
担当者 窪田
内線 4040
外線 076-225-1415

介護保険法に基づく行政処分について

介護保険法に基づく監査を実施した結果、介護報酬の請求に関し違反があったことから、下記の行政処分を行うこととし、本日付で当該処分に係る通知を行った。

記

1 処分対象事業所

名 称：介護医療院悠悠
所 在 地：羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地
サービスの種類：介護医療院、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
指 定 年 月 日：令和2年4月1日

運営事業者

名 称：医療法人平成会

代 表 者：理事長 いしだ ひでゆき 石田 任之

所 在 地：長野県長野市若里5丁目8番6号

2 処分内容

介護医療院の許可、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の指定の効力の一部停止

「新規利用者の受入停止及び月間報酬支払額の制限7割(3割減額) 6か月

(令和5年10月1日から令和6年3月31日)」

3 処分の事由

(1) 介護医療院悠悠

介護保険法第114条の6第1項第6号、同項第7号及び同項第8号に該当。

- ・介護医療院悠悠においては、法令により、専らその職務に従事する介護支援専門員を1名以上配置しなければならないところ、かかる人員の勤務実態が無いにも関わらず、厚生労働省告示に基づいた介護医療院サービス費の算定(所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定。)を行わず介護給付費を請求し受領した。また、人員基準欠如に該当する場合に、算定できない加算(サービス提供体制強化加算など計5つ)を算定し、本来得ることのできない報酬を受領した。

(令和4年10月から令和5年3月までのサービス提供分 計36,326,610円)

- ・監査において、当該施設で勤務実態の無い者を勤務していたように見せかける虚偽の書類を提出、及び虚偽の答弁を行った。

(2) 介護医療院悠悠短期入所療養介護事業

介護保険法第77条第1項第10号に該当。

- ・当該事業者が、当該事業所と一体的に運営する介護医療院において不正請求、並びに当該介護医療院に対する監査において虚偽の書類の提出及び虚偽の答弁を行い、介護保険法第114条の6第1項第6号、同項第7号及び同項第8号に該当することとなった。

(3) 介護医療院悠悠介護予防短期入所療養介護事業

介護保険法第115条の9第1項第10号に該当。

- ・当該事業者が、当該事業所と一体的に運営する介護医療院において不正請求、並びに当該介護医療院に対する監査において虚偽の書類の提出及び虚偽の答弁を行い、介護保険法第114条の6第1項第6号、同項第7号及び同項第8号に該当することとなった。

4 その他

県内の過去の行政処分为例

(1) 処分事業所：指定居宅介護支援事業所

処分内容：指定の効力の一部停止（新規利用者の受入停止3か月）

処分事由：運営基準違反、不正請求

処分日：平成21年12月8日

(2) 処分事業所：指定（介護予防）通所介護事業所

処分内容：指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止6か月）

処分事由：運営基準違反、不正請求等

処分日：平成23年1月31日

(3) 処分事業所：指定（介護予防）訪問介護事業所、指定（介護予防）通所介護事業所、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所（9事業所）

処分内容：指定取消 4事業所

指定の効力の全部停止（6か月） 3事業所

指定の効力の一部停止（新規利用者の受け入れ停止6か月） 2事業所

処分事由：人員基準違反、不正請求、不正の手段による指定等

処分日：平成24年2月14日

(4) 処分事業所：指定訪問介護事業所

処分内容：指定の効力の一部停止（新規利用者の受入停止3か月）

処分事由：不正請求

処分日：平成30年8月20日

(5) 処分事業所：指定訪問介護事業所

処分内容：指定の取消

処分事由：不正請求

処分日：令和元年10月10日